

## 2

## 海外における日本人への支援

## 1 海外における危険と日本人の安全

## (1) 2023年の事件・事故などとその対策

2023年は、年間延べ約962万人<sup>1</sup>の日本人が海外に渡航し、同年10月時点で約129万人の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していないが、2023年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、アンカラ（トルコ）での自爆事件（9月）、アラス（フランス）での刃物襲撃事件（10月）、ブリュッセル（ベルギー）での銃撃事件（10月）、ウガンダの国立公園における外国人観光客襲撃事件（10月）などが挙げられる。また、中東地域では、イラク、シリア、イスラエル、アフガニスタンを中心に、南西アジアではパキスタンにおいてテロ事件が多く発生した。さらに、アフリカでも、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、テロ事件は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアでも発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外の過激思想に感化され実行するテロや、組織的背景が薄い単独犯によるテロ、不特定多数の人が集まる日常的な場所でのテロ事件が引き続き多く発生して

いる。欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左過激主義者による暴力的な活動が活発になり、また、イスラム過激派による活動範囲が世界的に拡大するなど、テロへの危機感が高まっている。

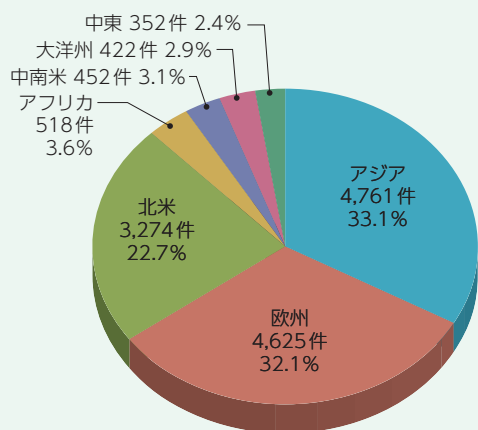
2023年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行が落ち着きを見せ、国際的な人の往来が急速に回復し、海外渡航者数も、2022年（約277万人）と比較して増加傾向にある。日本人の犯罪被害件数は新型コロナ流行拡大以前と比べると低水準ではあるものの、引き続き世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件、交通事故や登山中の事故などが発生している。

自然災害は、世界各地で発生しており、トルコ（2月）、モロッコ（9月）、アフガニスタン（10月）における地震や、米国ハワイ州における山火事（8月）、リビアにおける洪水（9月）などでは大きな被害が出た。

アフリカでは、ニジェール（7月）、ガボン（8月）において政変が相次ぎ発生し、スーダンにおいては、首都ハルツームを中心にスーダン国軍と準軍事組織である即応支援部隊（RSF）との間で衝突が発生したことを受け、日本政府は同国の危険レベルを引き上げ、自衛隊機及び政府チャーター機で日本人の退避を支援した（4月）。中東では、パレスチナ武装勢力によるイスラエルに対するテロ攻撃が大規模な衝突に発展したことを受け、日本政府はイスラエルの危険レベルを引き上げ、政府チャーター機及び自衛隊機で日本人のイスラエルからの出国を支援した（10から11月）。

1 出典：日本政府観光局（JNTO）

2022年海外邦人援護統計の地域別件数内訳



出典：2022年版海外邦人援護統計

外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

新型コロナの感染症危険情報について、世界の感染状況が総じて改善し、5月5日、世界保健機構（WHO）も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を解除したことなどを踏まえ、同月8日付けで、全世界に発出しているレベル1（十分注意してください。）を解除した。引き続き、外務省は、ホームページや領事メールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信を行っている。2023年には、赤道ギニア及びタンザニアでマールブルグ病の感染例が確認され、スポット情報を発出した。蚊が媒介する感染症であるデング熱については、中南米において大規模な流行が記録されたほか、アジアやアフリカでも流行が見られた。

## (2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2022年に対応した日本人の援護人数は、延べ1万6,895人、援護件数は1万4,404件であった。このような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、日本人への各種支援や出入国・治安関連などの情報発信を、きめ細かな形で実施した。

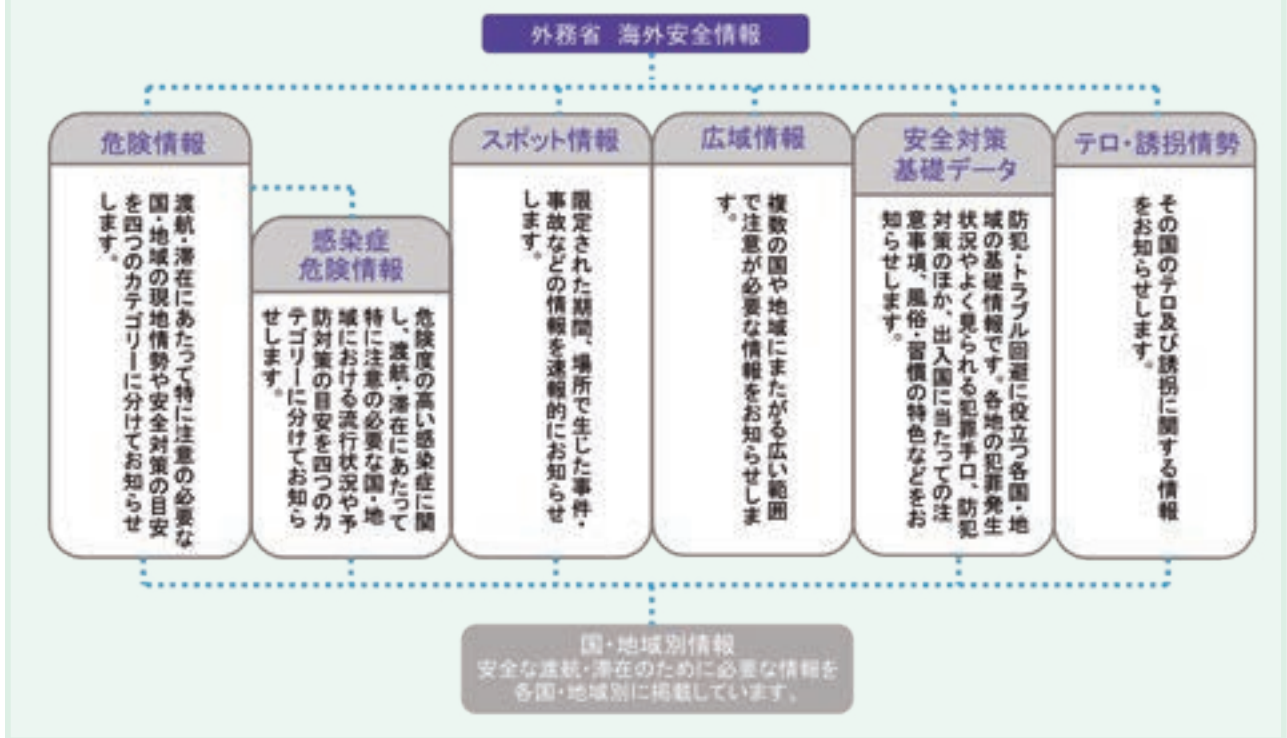
日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロが同時に発生する複合リスクに備えることが必要とされており、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して困難となり、海外安全対策に万全を期すことがより一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。具体的には、「海外安全ホームページ」に必要な情報に容易にアクセス可能な特設ビューを追加した上で、各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

「たびレジ」の登録及び在留届の提出を促進するため、広報活動にも積極的に取り組んでおり、各旅券事務所で、在留届や「たびレジ」の認知度向上及び届出、登録の促進を目的とする広報カードを配布したほか、8月には、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが「たびレジ」の登録と在留届の提出を呼びかける新たな広報動画を外務省公式YouTubeで公開した。海外旅行関連業者などに向けては、海外渡航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスも提供しており、企業にインターフェイスの活用を呼びかけている。また、外務省は、10月に「ツーリズムEXPOジャパン」（大阪）にブースを出展し、在留届や「たびレジ」登録を含め、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2023年12月時点で累計858万人を突破した。

また、外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2023年は、外務省主催の国内・在外安全対策セミナーをオ

海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



ンライン・対面で実施した（在外公館で11回、国内で10回）ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師として講演を行った。また、音声プラットフォームを通じた海外安全情報の定期的な配信を行った。

さらに、日本企業・団体関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を国内外で実施した。特に、国外での「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」は、2019年9月以来、新型コロナウイルス感染流行を受け実施を見合わせていたが、2023年は約3年半ぶりに実施が実現した。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

加えて、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企



3ヶ月未満の海外渡航者向け「たびレジ」と、3ヶ月以上の海外滞在者向け「在留届」を、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが紹介



(動画)

[https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf\\_moW4](https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf_moW4)



(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>





海外安全対策フライヤー（表面）

業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を活用した啓発や、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージや身を守るために役立つ知識の配信を引き続き推進した。

また、出張や旅行、留学などで初めて海外渡航する邦人を対象として、「たびレジ」や「海外安全ホームページ」、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の2次元コード（QRコード）などをまとめたポスター及びフライヤーを作成し、企業関係者や一般邦人に配布した。

海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関での講演やオンライン形式も含めた安全対策講座を実施しているほか、在留届や「たびレジ」の登録率向上のための協力依頼を行った。今後も引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。



海外安全対策フライヤー（裏面）

## 2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

### (1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

#### ア 領事サービスの向上

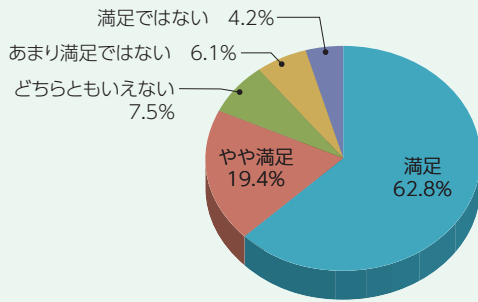
海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2023年12月の138公館を対象とした調査では、1万5,970人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じる、利用者の事情に対し配慮や理解が不足しているなどの意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。

#### イ デジタル化の推進

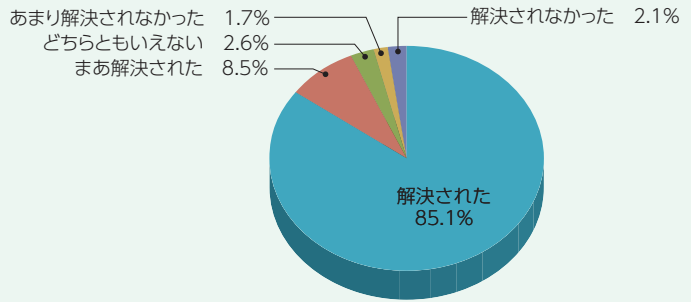
外務省は、利用者の利便性向上及び領事業務合理化の観点から、領事サービスのオンライン申請及び領事手数料のオンライン決済の拡大など、領事手続のデジタル化を進めている。具体的には、3月27日から、旅券、証明及びビザ（査証）のオンライン申請、並びにこれら領事手数料のクレジットカードによるオンライン決

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2023年度：138公館）

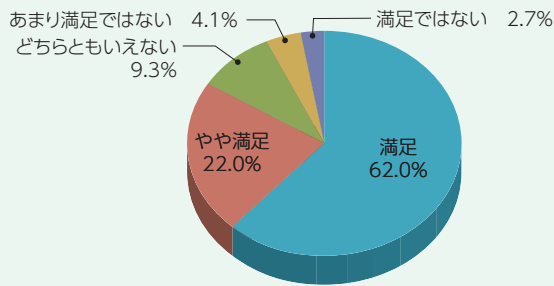
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



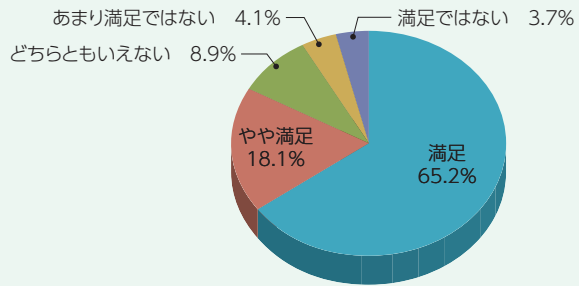
領事サービスを利用することであなたの問題（申請、届出、各種相談など）は解決されましたか。



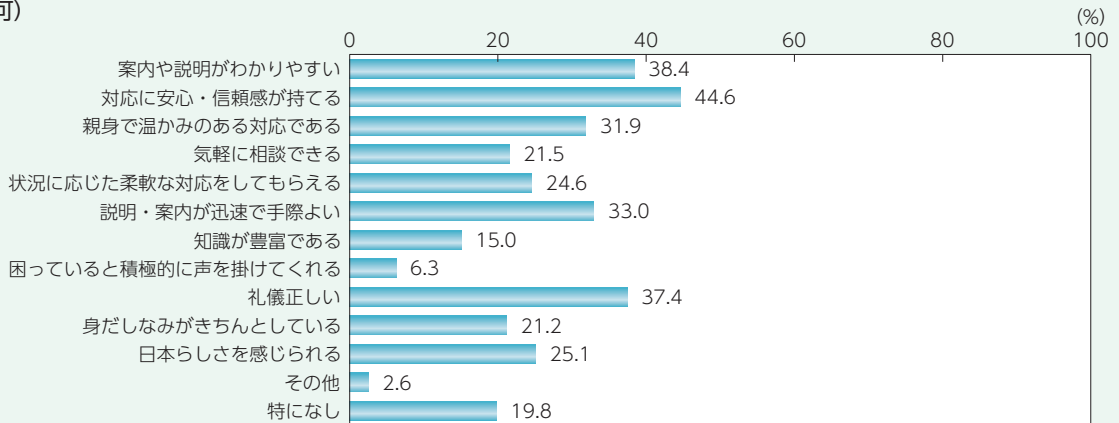
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



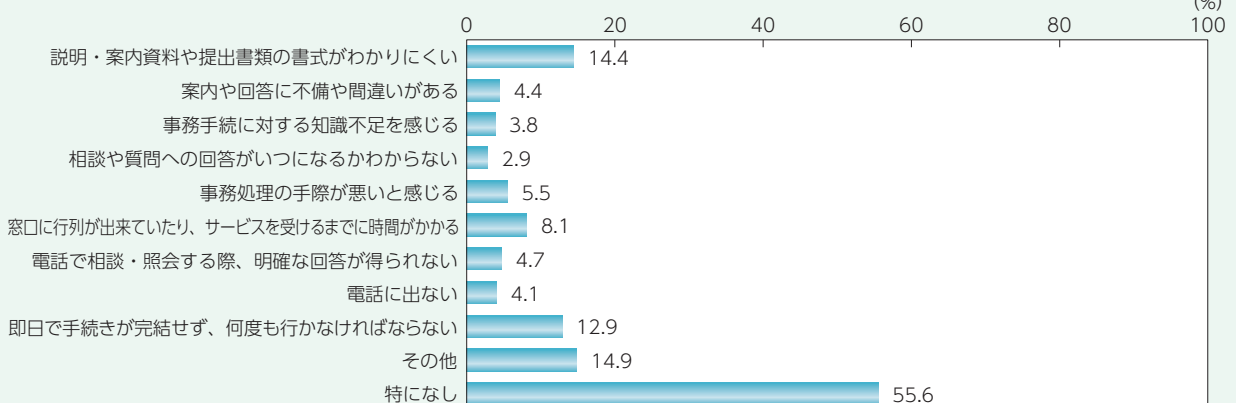
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



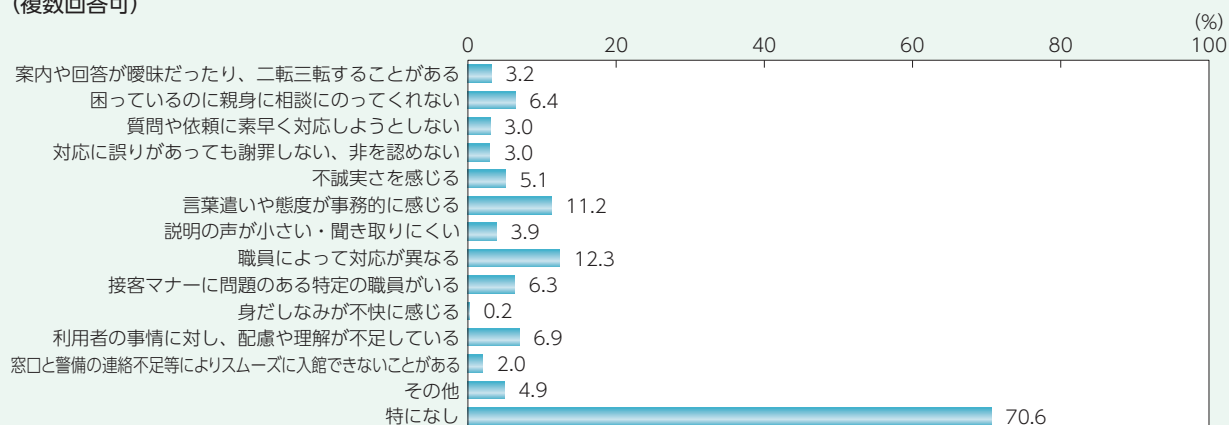
領事サービスにおける窓口や電話の応対で「良かった」点についてのアンケート結果（複数回答可）



領事サービスの「業務知識・処理速度」について改善が必要な点についてのアンケート結果（複数回答可）



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について改善が必要な点についてのアンケート結果  
(複数回答可)



済を開始した（本ページ コラム参照）。オンライン申請の対象公館・手続は順次拡大しており、7月10日には、オンライン申請時のクレジットカードによるオンライン決済が基本的に全在外公館で可能となった。また、こうした取組を加速するため、4月1日には、外務省領事

局内に領事デジタル化推進室を設置した。外務省としては、領事業務のデジタル化を通じて、邦人保護といった「人」による対応が不可欠な業務に領事担当官が専念できる環境を整備することで、領事実施体制を強化していく。

コラム  
COLUMN

## 領事サービスのデジタル化

### —旅券、証明、ビザ（査証）のオンライン申請・決済の導入—

**外**務省は、海外における邦人保護のほか、旅券・証明・ビザの発給などの各種領事サービスを担っており、その業務の重要性は、新型コロナウイルス感染症が収束した後の国際的な人の往来の再活性化に伴って、ますます高まっています。このような状況も踏まえ、領事サービスの利便性の向上と業務合理化の観点から、領事業務サービスのデジタル化を進めています。

3月27日には、旅券・証明・ビザのオンライン申請及びこれら領事手数料のクレジットカード決済が導入されました。これにより、オンライン申請時の窓口への往訪が不要となり、今まで遠隔地から窓口に来訪していた方の負担が軽減されています。また、いつでも申請が可能となり、各申請者の都合に合わせて手続を進めやすくなりました。同時に、オンライン申請時はクレジットカードによるオンライン決済も可能となり、現金の持ち運びが不要になります。対象となる手続や導入在外公館・都道府県は、まだ限定的ですが、順次拡大しています。

今回のコラムでは、旅券のオンライン申請を例にとり、申請の流れについてご紹介します。パスポートのイメージキャラクターであるパスポくんと共に、外務省領事局旅券課の職員が実際にパスポートのオンライン更新を試みました。

\*\*\*\*\*

今年の夏休みは、パスポくんと一緒に海がきれいなパラオへ行くことになりました。

浮き輪や水着を用意し、ガイドブックを購入して早速読んでいると、パラオに入国するためには6か月以上のパスポートの残存有効期間が必要と書いてありました。ふと、自分が持っているパスポートを確認すると、なんと、有効期間が残り3か月くらいになっていました。

これは大変！出発日当日に、残存有効期間が足りず飛行機に乗れない！なんてことになったら全ての準備が無駄になってしまいます。急いで外務省や旅券事務所のホームページで手続を調べたら、パスポートの更新はオンラインでできるそうです。

パスポくんのパスポートも有効期間が残り短くなっていたので、旅行の計画を立てるためにオンラインでつないで、一緒に更新手続をしました。有効期限内のパスポートとマイナンバーカード（国内から申請する場合）、それにスマートフォンがあれば、いつでもどこでも申請手続ができます。

スマートフォンでマイナポータルアプリを起動し、パスポートの取得、更新を選びました。申請に必要なものや流れを確認し、一つ一つ質問に答えていきました。

顔写真は、アプリ内でスマートフォンの自撮り機能を使い、顔のサイズなど所定のガイドに合わせながら撮影しました。別に用意した写真データも使えますが、ファイル形式、容量が規格内である必要があるそうです。オンライン申請であれば、証明写真を撮りに行く手間や費用がかからないのも良かったです。

次に、自分の署名画像をアップして、今持っている旅券の情報をスマートフォンで読み取りました。さらに必要情報を記入して、受取窓口や交付予定を確認して申請終了。4日から6日後に受け取れるそうです。

初めてのオンライン申請だったので不安もありましたが、平日の昼間に仕事を休んで旅券事務所に行ったり、窓口で並んだりする時間もなくて楽チン！全ての手続を無事に終えてほっと一息です。

それから5日後、マイナポータルに通知が届いたので、事前にオンラインでクレジットカード情報を入力後、旅券事務所でカード決済の確定がなされ<sup>1</sup>、パスポートを受け取りました！パラオ行きの航空券やホテルの予約も整い準備万端。無事にパラオへ出発です。旅行中もパスポートをなくさないように気を付けながら旅行を楽しみました。

次の旅行を楽しみにパスポートを大切に保管しようと思います。



1 都道府県別に順次対応しています（12月時点）。



## (2) 旅券（パスポート）：信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

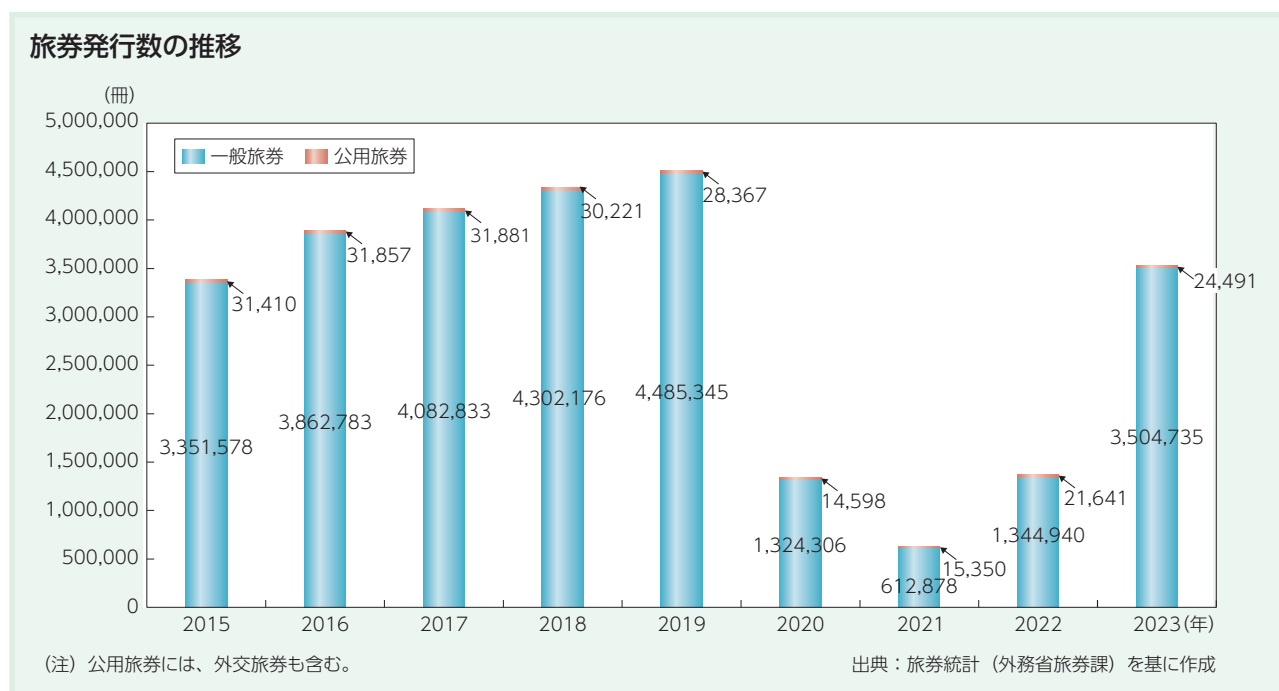
2023年に入り、諸外国において新型コロナに伴う入国制限措置や行動制限措置などが緩和されて以降、徐々に海外旅行や留学などが回復し、2023年末時点で、旅券申請数は新型コロナ流行拡大前の水準に戻りつつある。2023年の旅券発行数は約353万冊であり、2022年比で158.3%増となった。

3月27日に開始した旅券のオンライン申請は、国内においては原則として切替発給申請を対象とし、マイナポータル上のサイトから申請ができる。国外においては在留届のオンライン申請システム（ORR ネット）から申請ができる。オンライン申請により申請時に窓口へ赴く必要がなくなり、申請に必要な顔写真や署名はスマートフォンなどで撮影してアップロードすることが可能となった。2023年末時点で、国内での切替申請でのオンライン申請の利用率は約31%である。加えて、オンライン申請時には、旅券の手数料をクレジットカードによりオンラインで支払うことも基本的に全在外公館で

可能となり、都道府県の旅券窓口においても順次導入している。また、2024年度から法務省の戸籍情報連携システムとの連携により戸籍電子証明書の参照が可能になるため、現在は窓口又は郵送での戸籍謄本の提出が必要な旅券の新規発給の申請についてもオンライン申請が可能となるよう準備を進めている。

2020年に旅券のICチップ内の個人情報の不正読取防止機能を強化し、査証ページに葛飾北斎の「富嶽三十六景」のデザインを取り入れたことにより、旅券の偽変造対策を強化している。しかし、他人になりすます方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生しており<sup>2</sup>、対面での交付などを通じた本人確認や顔照合システムの導入により、なりすまし・二重受給といった旅券の不正取得防止対策を強化している。今後も旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）での検討を踏まえ、偽変造対策を強化し、旅券の更なる信頼性の向上に向けて検討を行っていく。

引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。



<sup>2</sup> 2019年は8冊、2020年は3冊、2021年は3冊、2022年は3冊、2023年は5冊のなりすまし不正取得事案を把握



### (3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出

後に在外公館に赴く必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。2022年は第26回参議院議員通常選挙の実施に伴い、16回目となる在外公館投票を234公館・事務所で実

#### 在外選挙

##### ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



##### イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



##### ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

施した。また、最高裁判所裁判官国民審査法の一部が改正され（2023年2月17日施行）、在外国民審査制度が創設されたことにより、在外日本国民による国民審査が可能となった。2024年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

#### (4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

##### ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省は、日本国憲法の本質及び2022年に成立・施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

2023年4月、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき文部科学省と共同で、「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」を策定した。

##### イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域を対象に専門医による健康安全講話も実施している。

##### ウ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国内の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策についても、国内NPOと連携しながら海外の個別案件にきめ細かに対応している。

### 3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2023年で155年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約500万人の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与し、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に、約310万人の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏

まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまで、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人や次世代を担う若い日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2023年10月には、第63回海外日系人大会が4年ぶりに対面で開催され、上川外務大臣は歓迎レセプションを主催し、大会に参加した様々な世代の日系人と懇談を行った。今後も日系社会との連携を強めていく考えである。

#### 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2023年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定

された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2023年12月末までの9年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を371件、子との面会交流を求める申請を185件、計556件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、69件において子の返還が実現し、52件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、68件において子の返還が実現し、39件において返還しないとの結論に至った。

幅広い層へハーグ条約を周知するため、在留邦人向け啓発セミナー（オンライン形式）や在留邦人向けの情報誌への記事掲載、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載するなど、広報活動に力を入れている。<sup>3</sup>

#### （参考）ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（2023年12月末現在）

|                | 返還<br>援助申請 | 面会交流<br>援助申請 |
|----------------|------------|--------------|
| 日本に所在する子に関する申請 | 203        | 139          |
| 外国に所在する子に関する申請 | 168        | 46           |

<sup>3</sup> 1980年ハーグ条約と日本の取組に関する外務省ホームページ参照：  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

